

公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター役員費用弁償及び報酬等規則

平成25年4月1日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条及び第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター定款第26条の規定に基づき役員費用弁償及び報酬の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の方法及び額)

第2条 費用弁償の方法及び額については、職員の旅費に関する条例（昭和29年11月15日宮崎県条例第42号）に準じる。

(役員報酬)

第3条 定款第20条に規定する役員に対しては、報酬を支給しない。

(規則の改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターの設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。